

申請から決定まで

保護の手続き

相談

暮らしに困って保護を受けたい方は、お住まいの地区の民生委員に相談するか、直接お住まいの市町の福祉事務所で相談してください。

申請の手続き

生活に困っている人、その親戚（扶養義務者）の方、またはその他の同居の親族の方が、保護を受けたい方がお住まいの福祉事務所へ保護の申請をしてください。

（保護の申請）

生活に困っている状況をお聞きして、保護申請書とともに、申請に必要な書類をお渡しします。

（必要書類の提出）

お渡しした書類はできるだけ早く福祉事務所へ提出してください。書類の提出が遅れると、保護の決定ができない場合がありますので、ご注意ください。

14

日

以

内

調査

申請の手続きがすむと、数日後、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が、あなたのお宅にうかがって、生活に困っておられる状況やこれまでの生活歴等をくわしくお聞きするとともに、保護を受けるための要件が満たされているかどうか調査します。

決定

（何らかの理由で14日以内に決定できない場合でも30日以内には決定します。）

保護が受けられる場合

「保護開始決定通知書」を送ります。この通知書には、保護費の金額や支払い日が書いてあります。

保護が受けられない場合

「保護却下決定通知書」を送ります。この通知書には、保護が受けられない理由が書いてあります。